

参議院議員選挙 投票結果

☎選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

7月21日(日)に参議院議員選挙が執行されました。投票率は下表のとおりです。

選挙名	東京都全体	町田市
参議院(東京都選出)議員選挙	51.77%	53.78%
参議院(比例代表選出)議員選挙	51.76%	53.78%

※投票率等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

戦没者のご冥福と世界平和を祈り 黙とうを捧げましょう

☎企画政策課 ☎724・2103

広島と長崎に原子爆弾が投下され、太平洋戦争が終結してから74年が経ちます。

市では、戦没者のご冥福と世界平和を願い、原爆投下の日と終戦の日黙とうの呼び掛けを行っています。

今年も防災行政無線で呼び掛けの放送をします。戦没者のご冥福

をお祈りするとともに、二度と戦争の起こらない平和な世界を願い、黙とうを捧げましょう。

- 広島原爆投下の日**
8月6日(火)午前8時15分から
- 長崎原爆投下の日**
8月9日(金)午前11時2分から
- 終戦の日**
8月15日(木)正午から

まちだ施設案内予約システムで

利用申し込みを開始します

☎公園緑地課 ☎724・4399

いずれも、まちだ施設案内予約システムで利用申し込みができます。※事前に利用者登録(団体登録)が必要です。

10月から芹ヶ谷公園グラウンドがオープンします

10月から、スポーツ施設「芹ヶ谷公園グラウンド」がオープンします。

利用時間 午前9時～午後5時(2時間単位での貸し出し)

利用料金 1050円(2時間あたり)

休場日 年末年始

所在地 高ヶ坂1-1716-2

施設概要 グラウンド面積約2400㎡(42m×58m)、ダスト舗装、散水設備

利用種目 少年野球(軟式)、ソフトボール、サッカー(少年少女含む)、ラクロス、ターゲットバードゴルフ

フ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、フットサル

※野球及びソフトボール等のバッティング練習には制限があります。また、大会での利用はできません。※公園駐車場(国際版画美術館横)は、土・日曜日、祝休日及び10月から月～金曜日とも有料となります。また、新たに公園駐車場(芹ヶ谷ひだまり荘前)が10月にオープンします。

常盤公園～新たに予約システムを導入します

利用時間 月～金曜日の午前8時～正午(2時間単位での貸し出し)

所在地 常盤町3553-1

※駐車場はありません。

施設概要 グラウンド面積約1500㎡(約22m×約70m)

利用種目 ゲートボール、グラウンドゴルフ

各種障害手当及び心身障害者(児)医療費助成制度^障のお知らせ

☎障がい福祉課 ☎724・2148
FAX050・3101・1653

各種障害手当の支払日等のお知らせ

今年度の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当及び心身障害者福祉手当の支払日等について、受給中の方に通知を送付しましたのでご確認ください。

【支払日等のお知らせ方法が変わります】

これまで、各定例支払期に支払通知を送付していましたが、来年度の支払日等は、町田市ホームページ及び本紙等でお知らせします。

心身障害者(児)医療費助成制度^障の負担上限額が変わります

8月1日から、心身障害者(児)医療

費助成制度^障の住民税課税者(負担者番号80136328の受給者証をお持ちの方)の負担上限額が変わります(表1参照)。

なお、住民税非課税者(負担者番号80137326の受給者証をお持ちの方)は変更ありません。

表1 負担上限額

一部負担金		負担上限額※	
負担者番号 80136328	外来	1割	1万8000円/月 (14万4000円/年)
	入院	1割	5万7600円/月 (多数回4万4400円/月)

※同一の医療機関で1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。なお、外来療養は年間上限が設定されています。入院は、過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」に該当となり、上限額が下がります。

心身障害者(児)医療費助成制度^障受給者証を更新します

重度の障がい者(児)(身体障害者手帳1・2級[内部障害は3級も含む]、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級)の方を対象とした心身障害者(児)医療費助成制度^障受給者証の更新を行います。

所得制限基準額を超える方(表2参照)、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税の方は対象外です。

引き続き助成が受けられる方には、9月からの新しい受給者証を8月下旬にお送りします。また、所得が基準額を超える等で受給資格が無くなる方には、資格消滅通知書をお送り

します。なお、以前、所得超過で受給資格を喪失した方も、所得によって対象となる場合があります(表2参照)。詳細はお問い合わせ下さい。※有効期間の過ぎた受給者証は障がい福祉課へお返し下さい。

表2 心身障害者(児)医療費助成制度の所得制限基準額

○適用期間=9月1日～2020年8月31日(2018年中所得)

扶養親族等の人数	基準額	※基準額を超える方は対象になりません。※20歳未満の障がい者の方は、国民健康保険の世帯主、社会保険の被保険者の所得です。※20歳以上の障がい者の方は、ご本人の所得です。
0人	360万4000円	
1人	398万4000円	
2人	436万4000円	
3人	474万4000円	
4人	512万4000円	
5人	550万4000円	

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度のしくみと運用

☎市政情報課(市政情報やまびこ) ☎724・8407

市が持っている情報は、市民の皆さんの財産です。市のことをよく知るためにも、市政情報課(市政情報やまびこ)をご活用下さい。

市が行う業務は「情報公開制度」や「会議公開制度」を利用して知ることができます。

●「情報公開制度」とは

市が持っている情報や行政運営についての情報を公開する制度です(運用状況は表1を参照)。

※市の公文書の閲覧を希望する場合、各担当部署の窓口で情報提供で

きる場合がありますので、各課へお問い合わせ下さい。

●「個人情報保護制度」とは

市が集め、持っている個人情報を取り扱うルールを定めています。ご自分の情報を閲覧し、訂正や消去、利用等の中止を請求できることも、この制度で定めています(運用状況は表2を参照)。

●「会議公開制度」とは

市が開催する審議会等を公開する制度です。会議の開催は、本紙や町田市ホームページ等でお知らせしてい

ます(開催状況は表3を参照)。

●「情報公開請求・個人情報開示等請求」をするには

市政情報課(市庁舎1階)へおいで下さい。職員が分かりやすくご説明します(請求の方法は表4を参照)。

※市政情報課で請求を受けた後、担当課で文書の検索、公開・開示等の決定をするので手続きには数日かかります。

※決定内容に納得できない場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

その他公表を前提として作成されたもの、市政の推進や市民の理解を得るために提供することが望ましいものは、本紙や町田市ホームページ等で情報提供を行っています。

また、市政情報やまびこでは、有償刊行物の閲覧や購入をすることができますので、ご利用下さい。

表3 2018年度審議会等の会議の開催状況

開催した会議の回数合計		849
内訳	公開	195
	一部公開	2
	非公開	652

※傍聴人数は234人です。

表1 2018年度情報公開制度の運用状況

公開請求件数	117(内取り下げ10)	
決定内容別件数	公開	23
	部分公開	33
	非公開	9
	不存在	54
	存否応答拒否	0
合計	119	
請求拒否	0	

※1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。

表2 2018年度個人情報保護制度の運用状況

開示等請求件数	102	
決定内容別件数	開示等	54
	部分開示等	29
	非開示等	17
	不存在	18
	存否応答拒否	0
合計	118	

※「開示等」とは「開示」「訂正」「消去等」及び「利用等の中止」をいいます。2018年度は、開示請求85件、訂正請求16件、利用等の中止1件でした。1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。

表4 情報公開請求・個人情報開示等請求の方法

	情報公開	個人情報開示等
請求できる人	どなたでも	本人のみ(原則)
請求方法	窓口、郵送、電子請求、FAX	窓口のみ
費用	無料	無料
対象文書のコピー	可(実費負担)	可(実費負担)

※情報公開制度で対象文書のコピーについて郵送を希望する方は、送料は請求者負担となります。